

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付要綱

制定 令和2年7月7日 健高施第835号（副市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市内の介護サービス事業所・介護施設等が、必要な介護サービスを継続して提供することができるよう、新型コロナウイルス感染症対策に係る通常の介護サービスの提供時には想定されないかかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱に定めるもののほか、補助金規則の例による。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市の介護サービス事業所・介護施設等のうち別表1に定める補助対象施設を運営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当する場合は補助の対象としないものとする。

（補助対象経費及び限度額）

第4条 この要綱における補助対象事業、補助対象経費及び1事業所・施設あたりの限度額は別表1のとおりとする。ただし、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、この要綱における補助の対象としないものとする。

（補助金額の算定）

第5条 補助金の額は、別表1に定める1事業所・施設あたりの限度額の範囲内で補助対象経費と認められる額の全額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の時期の例外）

第6条 補助金規則第17条の規定により、市長が補助金事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者の資金状況等を勘案し、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付しなければ補助事業を実施できない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は概算払とし、補助金の交付を受けた補助事業者は、会計年度終了までに精算を行い、精算により残金が生じた場合は市長の指示に従い速やかに戻入するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長が定める期日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）並びに第1号様式別紙(1)総括表、第1号様式別紙(2)事業所・施設別申請額一覧及び第1号様式別紙(3)事業所・施設別個表（以下「交付申請書兼実績報告書等」という。）とする。ただし、概算払とする場合は、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付申請書兼概算払請求書（第1号様式の2）並びに第1号様式別紙(1)総括表、第1号様式別紙(2)事業所・施設別申請額一覧及び第1号様式別紙(3)事業所・施設別個表（以下「交付申請書兼概算払請求書等」という。）を提出するものとする。
- 3 申請には前項に定める交付申請書兼実績報告書等又は交付申請書兼概算払請求書等のほか、支出を証する書類等の写しを添付しなければならない。
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が第2項に定める交付申請書兼実績報告書等又は交付申請書兼概算払請求書等への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項第1号から第4号に規定する書類とする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

- 2 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（申請の取下げの期日）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、市長が定める期日とする。

（補助金交付の請求）

第10条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、第7条第2項に定める交付申請書兼実績報告書等が交付請求書を兼ねることができる。ただし、概算払とする場合は、第7条第2項に定める交付申請書兼概算払請求書等により行うものとする。

（実績報告）

第11条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、第7条第2項に定める交付申請書兼実績報告書等により行うものとする。ただし、概算払とする場合は、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金実績報告書兼概算払精算書（第4号様式）（以下「実績報告書兼概算払精算書」という。）により行うものとする。

- 2 前項に定める実績報告書兼概算払精算書は、補助事業が終了した日の翌日から起算して30日

以内に提出しなければならない。

- 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が第1項に定める実績報告書兼概算払精算書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、第8条に定める交付決定通知書が補助金額の確定の通知書を兼ねることができる。ただし、概算払とする場合は、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付額確定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第3条第2項に該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(警察本部への照会)

第14条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第15条 補助金規則第24条ただし書きの規定により、補助事業者は、新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業に係る物品の購入等を行う場合、いかなる場合においても市内事業者による入札又は見積書の徴収を行う必要はない。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は、5年とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和 2 年 7 月 7 日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

1 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

補助対象施設	補助対象経費	1 事業所・施設あたりの限度額
<p>(1) 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所</p> <p>(2) 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）</p> <p>(3) 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等</p>	<p>令和2年1月15日から申請時点までの間に発生した次の経費</p> <p>関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費</p> <p>(例)</p> <p>(1) 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用</p> <p>(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用</p> <p>(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用</p> <p>(4) 通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）による訪問サービス実施に係る費用</p>	<p>(1) 通所介護事業所 通常規模型 537,000 円 大規模型（Ⅰ）684,000 円 大規模型（Ⅱ）889,000 円</p> <p>(2) 地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）231,000 円</p> <p>(3) 認知症対応型通所介護事業所 226,000 円</p> <p>(4) 通所リハビリテーション事業所 通常規模型 564,000 円 大規模型（Ⅰ）710,000 円 大規模型（Ⅱ）1,133,000 円</p> <p>(5) 訪問介護事業所 320,000 円</p> <p>(6) 訪問入浴介護事業所 339,000 円</p> <p>(7) 訪問看護事業所 311,000 円</p> <p>(8) 訪問リハビリテーション事業所 137,000 円</p> <p>(9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 508,000 円</p> <p>(10) 夜間対応型訪問介護事業所 204,000 円</p> <p>(11) 居宅介護支援事業所 148,000 円</p> <p>(12) 居宅療養管理指導事業所 33,000 円</p> <p>(13) 小規模多機能型居宅介護事業所 475,000 円</p> <p>(14) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 638,000 円</p> <p>(15) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 基準単価 27,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p>

		<p>(16) 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設 基準単価 38,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(17) 地域密着型介護老人福祉施設 基準単価 40,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(18) 介護医療院 基準単価 48,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(19) 介護療養型医療施設 基準単価 43,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(20) 認知症対応型共同生活介護事業所 基準単価 36,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(21) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上） 基準単価 37,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(22) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下） 基準単価 35,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>上記額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額</p>
--	--	--

		を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
<p>(4) (1)～(3)以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所</p>	<p>令和2年1月15日から申請時点までの間に発生した次の経費</p> <p>関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費</p> <p>(例)</p> <p>(1) 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用</p> <p>(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用</p> <p>(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用</p> <p>(4) 通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）による訪問サービス実施に係る費用</p>	<p>(1) 通所介護事業所</p> <p>通常規模型 537,000円</p> <p>大規模型(I) 684,000円</p> <p>大規模型(II) 889,000円</p> <p>(2) 地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）231,000円</p> <p>(3) 認知症対応型通所介護事業所 226,000円</p> <p>(4) 通所リハビリテーション事業所</p> <p>通常規模型 564,000円</p> <p>大規模型(I) 710,000円</p> <p>大規模型(II) 1,133,000円</p>
<p>(5) (1)または(2)に該当する通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制</p>	<p>令和2年1月15日から申請時点までの間に発生した次の経費</p> <p>関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費</p> <p>(例)</p> <p>(1) 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用</p> <p>(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用</p>	<p>(1) 通所介護事業所</p> <p>通常規模型 1,074,000円</p> <p>大規模型(I) 1,368,000円</p> <p>大規模型(II) 1,778,000円</p> <p>(2) 地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）462,000円</p> <p>(3) 認知症対応型通所介護事業所 452,000円</p> <p>(4) 通所リハビリテーション事業所</p> <p>通常規模型 1,128,000円</p> <p>大規模型(I) 1,420,000円</p>

<p>を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所</p>	<p>(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用 (4) 通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)による訪問サービス実施に係る費用</p>	<p>大規模型(Ⅱ)2,266,000円</p>
---	--	--------------------------

※限度額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 介護サービス事業所等との連携支援事業

補助対象施設	補助対象経費	1事業所・施設あたりの限度額
<p>(1) 以下の①～③のいずれかに該当した事業所・施設等の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所・介護施設等</p> <p>① 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所</p> <p>② 利用者又は職員に感染者が発生した施設(職員に複数の濃厚接触者(保健所が判断し</p>	<p>令和2年1月15日から申請時点までの間に発生した次の経費</p> <p>緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費(例)</p> <p>(1) 利用者受入れに係る連絡調整費用職員確保費用</p> <p>(2) 職員の応援派遣に係る費用</p>	<p>(1) 通所介護事業所 通常規模型 268,000円 大規模型(Ⅰ) 342,000円 大規模型(Ⅱ) 445,000円</p> <p>(2) 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む) 115,000円</p> <p>(3) 認知症対応型通所介護事業所 113,000円</p> <p>(4) 通所リハビリテーション事業所 通常規模型 282,000円 大規模型(Ⅰ) 355,000円 大規模型(Ⅱ) 567,000円</p> <p>(5) 訪問介護事業所 160,000円</p> <p>(6) 訪問入浴介護事業所 169,000円</p> <p>(7) 訪問看護事業所 156,000円</p> <p>(8) 訪問リハビリテーション事業所 68,000円</p> <p>(9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 254,000円</p> <p>(10) 夜間対応型訪問介護事業所 102,000円</p> <p>(11) 居宅介護支援事業所</p>

<p>た者に限る。)が発生し、職員が不足した場合を含む)</p> <p>③ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所</p>		<p>74,000 円</p> <p>(12)福祉用具貸与事業所 282,000 円</p> <p>(13)居宅療養管理指導事業所 16,000 円</p> <p>(14)小規模多機能型居宅介護事業所 237,000 円</p> <p>(15)看護小規模多機能型居宅介護事業所 319,000 円</p> <p>(16)短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 基準単価 13,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(17)介護老人福祉施設、介護老人保健施設 基準単価 19,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(18)地域密着型介護老人福祉施設 基準単価 20,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(19)介護医療院 基準単価 24,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(20)介護療養型医療施設 基準単価 21,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(21)認知症対応型共同生活介護事業所 基準単価 18,000 円（1 定員当たり）に総定員数を乗じた額</p> <p>(22)養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</p>
--	--	---

		<p>(定員 30 人以上) 基準単価 19,000 円 (1 定員当たり) に総定員数を乗じた額</p> <p>(23) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員 29 人以下) 基準単価 18,000 円 (1 定員当たり) に総定員数を乗じた額</p>
--	--	---

※限度額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請先)
横浜市長

(申請者)
法人名

所在地

代表者職氏名



横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業
補助金交付申請書兼実績報告書

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金について交付を申請し、実績を報告します。

1 補助事業の内容（該当項目に○を付けてください。）

- (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業（ ）
- (2) 介護サービス事業所等との連携支援事業（ ）

2 申請金額

_____円

3 振込先金融機関

振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫	支店 出張所
	預金種別及び口座番号	普通 ・ 当座	No.
	(フリガナ)		
	口座名義		

4 添付書類

- (1) 第1号様式別紙(1)総括表
- (2) 第1号様式別紙(2)事業所・施設別申請額一覧
- (3) 第1号様式別紙(3)事業所・施設別個表
- (4) 支出を証する書類等

5 その他

この申請は、令和2年度横浜市一般会計補正予算が横浜市議会で議決されることにより、有効となります。

(担当者)

職氏名 _____

連絡先 _____

(申請先)
横浜市長

(申請者)
法人名

所在地

代表者職氏名



横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業
補助金交付申請書兼概算払請求書

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金について交付を申請し、概算払を請求します。

1 補助事業の内容（該当項目に○を付けてください。）

- (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業（ ）
(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業（ ）

2 申請（概算）金額

_____円

3 振込先金融機関

振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫	支店 出張所
	預金種別及び口座番号	普通 ・ 当座	No.
	(フリガナ)		
	口座名義		

4 添付書類

- (1) 第1号様式別紙(1)総括表
(2) 第1号様式別紙(2)事業所・施設別申請額一覧
(3) 第1号様式別紙(3)事業所・施設別個表
(4) 支出を証する書類等

5 その他

この申請は、令和2年度横浜市一般会計補正予算が横浜市議会で議決されることにより、有効となります。

(担当者)

職氏名 _____

連絡先 _____

第1号様式別紙(1) 総括表

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業総括表

年 月 日

殿

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	申請に関する担当者	職名		氏名	
申請内容					
		補助対象	1. 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業		2. 介護サービス事業所等との連携支援事業
サービス種別		事業所・施設数	申請額	事業所・施設数	申請額
通所系	通所介護事業所(通常規模型)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所介護事業所(大規模型(I))	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所介護事業所(大規模型(II))	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	認知症対応型通所介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所リハビリテーション事業所(大規模型(I))	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所リハビリテーション事業所(大規模型(II))	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
短期入所系	短期入所生活介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	短期入所療養介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
訪問系	訪問介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	訪問入浴介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	訪問看護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	訪問リハビリテーション事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	夜間対応型訪問介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	居宅介護支援事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	福祉用具貸与事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	居宅療養管理指導事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
入所施設・居住系	介護老人福祉施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	地域密着型介護老人福祉施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	介護老人保健施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	介護医療院	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	介護療養型医療施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	認知症対応型共同生活介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	養護老人ホーム(定員30人以上)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	養護老人ホーム(定員29人以下)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	軽費老人ホーム(定員30人以上)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	軽費老人ホーム(定員29人以下)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	有料老人ホーム(定員30人以上)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	有料老人ホーム(定員29人以下)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
小計		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
合計((1)+(2))				0 千円	

第1号様式別紙(2)事業所・施設別申請額一覧

(単位:千円)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	1. 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業		2. 介護サービス事業所等との連携支援事業				申請額計(g)	備考	
				基準単価(a)	所要額(b)	申請額(c)	基準単価(d)	所要額(e)	申請額(f)			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
合計												

(注)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「基準単価(a)」及び「基準単価(d)」は、「別表1」に記載された基準単価を記入すること。
- 3 「所要額(b)」及び「所要額(e)」は「第1号様式別紙(3)事業所・施設別個表」に記載した所要額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 4 「申請額(c)」は、「基準単価(a)」と「所要額(b)」を比較して低い方の額を、「申請額(f)」は、「基準単価(d)」と「所要額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。
- 5 「申請額計(g)」は、「申請額(c)」と「申請額(f)」の合計額を記入すること。

第1号様式別紙(3) 事業所・施設別個表

事業所・施設の状況	フリガナ			介護保険事業所番号
	事業所・施設の名称			
	提供サービス		定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -) ※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記載		
	連絡先	電話番号	E-mail	
管理者の氏名				
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 介護サービス事業所等との連携支援事業 → 2を記載			

1. 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

対象の区分	基準単価	千円	所要額	千円
	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)		※別紙の①の額の千円未満切り捨て	
① 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生した場合を含む) ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等 ④ ①～③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所				

取組内容 ※該当する取組をチェックすること

(1) 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な取組【共通】

<input type="checkbox"/> 事業所・施設等の消毒・清掃の実施 (<input type="checkbox"/> 自施設や自法人の職員で実施 <input type="checkbox"/> 外部委託により実施 <input type="checkbox"/> その他)
<input type="checkbox"/> マスク、手袋、体温計等、衛生用品の購入
<input type="checkbox"/> 事業継続に必要な人材確保の実施 (<input type="checkbox"/> 自法人職員による対応(時間外等) <input type="checkbox"/> 人材派遣等の活用 <input type="checkbox"/> その他)
<input type="checkbox"/> 連携先事業所への協力依頼 (連携先への依頼内容)
<input type="checkbox"/> 送迎を少人数で実施するための車両等の確保

(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る取組【通所系】

<input type="checkbox"/> 利用者の安否確認のための訪問	<input type="checkbox"/> 安否確認のためのタブレット等の活用
---	--

(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所による事業所外の代替の場所におけるサービス実施に係る取組【通所・短期入所系】

<input type="checkbox"/> 代替場所におけるサービス提供	<input type="checkbox"/> 代替場所への利用者の送迎
---	---------------------------------------

(4) 通所系サービス事業所による訪問サービスの実施【通所系】

<input type="checkbox"/> 訪問実施に必要な人材確保の実施 (<input type="checkbox"/> 自法人職員による対応(時間外等) <input type="checkbox"/> 人材派遣等の活用 <input type="checkbox"/> その他)		
<input type="checkbox"/> 訪問介護員等による同行訪問	<input type="checkbox"/> 訪問実施に必要な車両等の確保	<input type="checkbox"/> マスク等の衛生用品の購入

(5) その他【共通】 ※(1)～(4)の他、サービス継続支援に資する取組がある場合には記載すること。

--

2. 介護サービス事業所等との連携支援事業

対象の区分	基準単価	千円	所要額	千円
	※下表から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)		※別紙の②の額の千円未満切り捨て	
① 上記1の①又は②の介護サービス事業所・介護施設等の連携先の介護サービス事業所・施設等 ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所の連携先の介護サービス事業所・施設等				

取組内容 ※該当する取組をチェックすること

(1) 利用者受入に係る連絡調整、職員確保【共通】

<input type="checkbox"/> 追加で必要となる人材確保の実施 (<input type="checkbox"/> 自法人職員による対応(時間外等) <input type="checkbox"/> 人材派遣等の活用 <input type="checkbox"/> その他)
<input type="checkbox"/> 利用者の引き継ぎに係る連絡調整

(2) 職員の応援派遣【共通】

<input type="checkbox"/> 職員の応援派遣の実施	派遣先事業所名 ()
-------------------------------------	-------------

(3) その他【共通】 ※(1)及び(2)の他、連携支援に資する取組がある場合には記載すること。

--

(別紙)積算内訳

1. 介護サービス事業所におけるサービス継続支援事業

取組内容	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
合計(①)		0	

2. 介護サービス事業所等との連携支援事業

事業区分	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)			
(2)			
(3)			
合計(②)		0	

(参考)事業ごとの対象経費と費目の例

事業ごとに対象となる取組や経費(【 】内は費目)を例示したものであり、積算内訳の作成にあたり参考とすること。
 下記はあくまで記載例であり、対象となる取組や費用を制限するものではなく、実施要綱に基づき、実際に生じた費用について記入すること。

1. 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

(1) 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な取組		(対象経費の例)
ア	事業所・施設等の消毒・清掃の費用	消毒液等の消耗品の購入【需用費】、消毒業者への委託【委託費】
イ	マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用	衛生用品、その他消耗品の購入【需用費】
ウ	事業継続に必要な人員確保のための費用	新たに採用した臨時職員への賃金【賃金】、職員への割増賃金の支給【給与】、職員への時間外や休日手当等の諸手当の支給【職員諸手当等】、職員への給与の上乗せ等に伴う社会保険料の増加分【共済費】、人材派遣業者や職業紹介業者への手数料、損害賠償保険への加入【役務費】
エ	連携先事業所等への利用者の引き継ぎ等で生じる費用	引き継ぎ時の連携先事業所への交通費【旅費】、引継書類の印刷費【需用費】
オ	送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる費用	送迎車のリース【賃借料】、送迎車の燃料費【需用費】
(2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る取組		
カ	通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うための費用	訪問する職員への交通費【旅費】、訪問用の自転車の購入【備品購入費】
キ	ICTを活用して、通所しない利用者の安否確認を行うための費用	ICT機器の購入【備品購入費】、ICT機器のリース【賃借料】
(3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所による事業所外の代替の場所におけるサービス提供		
ク	代替の場所におけるサービス提供を行うための費用	代替場所の賃料【賃借料】、代替場所で使用する消耗品の購入【需用費】
ケ	職員の交通費、利用者の送迎に係る費用	代替場所への送迎のための臨時職員の賃金【賃金】、職員の交通費【旅費】
(4) 通所系サービス事業所による訪問サービスの実施		
コ	訪問サービス実施に必要な人員確保のための費用	(上記ウに準ずる)
サ	訪問介護事業所の訪問介護員等による同行指導に係る費用	連携先事業所から派遣された訪問介護員への謝金【報償費】
シ	通所しない利用者宅を訪問してサービス提供を行うための費用	(上記カに準ずる)
ス	訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用	損害賠償保険への加入【役務費】
セ	マスク、手袋、体温計等衛生用品の購入費用	(上記イに準ずる)

2. 介護サービス事業所等との連携支援事業

(1) 利用者受入に係る連絡調整、職員確保		(対象経費の例)
ア	追加で必要な人員確保のための費用	(上記1(1)ウに準ずる)
イ	利用者の引き継ぎ等で生じる費用	(上記1(1)エに準ずる)
(2) 職員の応援派遣		
ウ	職員を応援派遣するために必要な費用	(上記1(1)ウに準ずる)

様

横浜市長

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付決定通知書

申請のありました、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付金額

_____円

2 補助事業の内容

- ・介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業（ ）
- ・介護サービス事業所等との連携支援事業（ ）

3 交付条件

- (1) この補助金は、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 概算払の場合、補助金額は実績報告書の提出を受けて確定するものとします。
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

4 対象事業所・施設

(担当)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金不交付決定通知書

申請のありました、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金については、不交付と決定したので通知します。

（理由）

（担当）

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
法人名

所在地

代表者職氏名



横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金
実績報告書兼概算払精算書

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金に係る事業について、次のとおり実施しましたので実績を報告し、概算払について精算します。

1 補助金額

- (1) 概算払金受領年月日 _____
- (2) 概算払金受領額(A) _____ 円
- (3) 概算払金執行額(B) _____ 円
- (4) 差引残額(C=A-B) _____ 円

2 補助事業の内容（該当項目に○を付けてください。）

- ・介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業（ ）
- ・介護サービス事業所等との連携支援事業（ ）

3 対象施設・事業所

4 添付書類

- (1) 実績報告一覧表（別紙1）
- (2) 領収書等

（担当者）

職氏名 _____

連絡先 _____

第4号様式 別紙2 (領収書等台紙)

事業所名・施設名：	添付枚数： 枚
<p>領収書等の写しを添付してください (ホチキス止めの提出も可)</p>	

様

横浜市長

横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金交付額確定通知書

申請のありました、横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金額については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付金額

_____ 円

2 補助事業の内容

- ・介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業（ ）
- ・介護サービス事業所等との連携支援事業（ ）

3 対象施設・事業所

(担当)

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
法人名

所在地

代表者職氏名



横浜市新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定のありました、横浜市新型コロナウイルス
介護サービス継続支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次
のとおり報告します。

- 1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1）
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- 6 対象施設・事業所

（担当者）

職氏名 _____

連絡先 _____

第6号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第6号様式 別紙1 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金(申請・実績・確定)額 金 _____ 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上げ 対応分	非課税売上げ 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法